

監査委員公表第2号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年3月5日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 正 雄

定期監査報告書

【令和2年度 市立学校定期監査】

三浦市監査委員

1 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象校

三崎小学校、南下浦小学校、旭小学校、初声小学校

3 監査の対象範囲

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日まで）の市費をもって執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間

令和 3 年 1 月 7 日～令和 3 年 2 月 8 日

5 監査の実施場所

各校及び三浦市役所第 2 分館監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (4) その他財務の事務執行に関連する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 財産等の管理：財産等が適切に管理されているか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 金券類、備品、施設及びその他資産等の財産が適切に管理されているかを立会により確認した。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に校長、教頭及び関係職員から説明を聴取した。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し行った。

9 監査の結果

上記 1 から 8 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

（ 以 上 ）